

心とめくもりが届く

No.372

2017

10

OCTOBER



今月のお知らせ

長崎県最低賃金 時間額 737 円 H29. 10. 6 発効

- ❖ 問題社員への対応と退職勧奨
- ❖ 「一日公庫」 11月15日（水）開催 **申込受付中**
- ❖ セミナー案内 臨床心理士が提案する「法律では解決できない精神的トラブル対処法」
- ❖ はしやすめ ・なぜ地名は2文字が多い？好字二字令？知っていますか？
- ❖ 最低賃金が変わりました



株式会社 嶋会計センター
税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

問題社員への対応と退職勧奨



求人を出してもなかなか人が集まらない、人手不足だからしょうがないと思って多少は目をつぶって採用したら、「勤務態度が悪い」「他の従業員と協調性がない」「取引先とトラブルになった」などいわゆる「問題社員」だったなんてよくある話です。

従来であれば上司や社長が厳しく指導して、そりが合わなければ問題社員は自ら辞めていく傾向にありましたが、最近では少しの叱責でも「パワハラだ！」などと言われてしまう恐れがあるため、人手不足も相まって、どうしても注意が甘くなりがちです。しかし、対処を間違えるととんでもないトラブルに発展する可能性があります。

問題社員がもたらす影響（あくまでも例です）

- **他の従業員の陰口をたたく** → 職場の雰囲気が悪くなり有能な人材が去る危険がある
- **能力不足や勤務態度の不良** → 作業効率低下により会社の利益が減少
- **機密の漏洩やハラスメント** → 会社に高額な損害賠償請求の恐れ

問題社員への対応

1. まずは会社の目的をハッキリさせておく

辞めさせたいのか、残ってもらいたいのか、賃金等で差をつけるのかなど、最終的に会社がどうしたいのかハッキリさせておくことが重要です。

2. 注意指導する人やタイミングを決める

目的がハッキリしたら、誰が注意指導するかが問題になります。直属の上司に問題社員を押し付けたばかりに、上司の方が先に辞めてしまっただけでは元も子もありません。また、注意指導する方法も、初めは口頭で行うのか、いきなり文書で交付するのかなどタイミングも重要です。

3. 証拠をしっかりとっておく

問題行動の経緯や注意・指導・処分した内容を細かく記録しておきましょう。万が一裁判となった場合の証拠となります。

たいしょくかんしょう

退職勧奨とは



問題行動が極めて重大であれば懲戒解雇も考えられますが、そうでなければいきなり解雇すると「解雇権の濫用」として解雇は無効となりかねません。再三注意しても改善しない場合、最終的には解雇せざるを得ませんが、いくつもの手順を踏まなければならないと時間がかかります。どうしても辞めてもらいたいのであれば退職勧奨という方法もあります。

退職勧奨とは解雇と違い、**簡単に言うと従業員に自ら退職してもらうよう会社から働きかけることです。**基本的には会社が自由に行うことが出来るとされていますが、手段や方法を誤ると違法となります。

退職勧奨にあたっては、「執拗に退職を迫る」「複数で取り囲む」「退職に追い込むような嫌がらせや仕事の取り上げ」「強迫する」などということは避け、「**自らの意思で退職するので経歴に傷がつかない**」「**雇用保険の離職理由が会社都合となるので3ヶ月待たずに失業手当が受け取れる**」などのメリットを挙げ丁寧な説明が必要です。退職の合意を得た場合は、退職届に「退職勧奨に応じ退職します」と書いてもらいましょう。

ここまで取り上げた内容はあくまでも一例です。当然会社によって事情は異なりますので、場合によっては弁護士や社会保険労務士に相談するのが良いでしょう。

会社にとって従業員は大切な“人財”です。せっかくの人財を失うのは非常に大きな損失です。そうならないためにも日頃からのコミュニケーションや労働環境の整備を心がけ

ましょう。

「一日公庫」11月15日(水)開催 申込受付中

■ 場所 (株)嶋会計センター 1階会議室

■ 申込 11月7日(火)までに当事務所・各担当に申し出て下さい

年末に向けての資金繰り対策はもうお済みでしょうか? 「一日公庫」は、日本政策金融公庫が当事務所に出張して、申込者と貸付面談を行うものです。公庫が事前に審査できる期間を確保して面談日に融資の可否を決定していただく関係で、皆様には早めの申し込みをお願いしております。

現在、決算を2期以上終わられている事業所に対する5年以内の普通貸付の基準金利は、**担保提供がある場合は1.16%~1.76%、担保提供ができない場合の「担保を不要とする融資」については1.81%**、さらに**経営者の保証も避けたい場合は、「経営者の保証を不要とする融資」として、「すでに公庫と取引がある」「債務超過でない」「社長に対する貸付がない」「返済遅延がない」などの条件がありますが貸付利率に0.2%上乗せした経営者保証免除特例制度もあります。**

なお、上記の貸付と異なる無担保・無保証でさらに低金利1.11%の「経営改善貸付(マル経融資)」の申込は、商工会議所・商工会でしかできません。

セミナー案内 11月16日(木) 申込受付中

臨床心理士が提案する「法律では解決できない精神的トラブル対処法」

従業員や取引先との間で精神的なトラブルはありませんか?

仕事でもプライベートでも、人間関係のトラブルが起きると、心が疲れて精神的に病んでしまいます。それを解決できないまま放置(我慢)しておくと、最悪の場合「うつ病」を発症する恐れもあります。そうなる仕事はもちろん日常生活にも多大な影響を及ぼします。

例えば、「問題社員への注意の仕方が難しい」「従業員間のトラブルの仲裁方法が分からない」「悩んでいる従業員に気付かず突然辞められてしまう」など、経営者の方は様々な問題を一挙に抱えて、誰にも相談できないでいるケースを多く耳にします。

身体は元気でも心が弱っていると、些細なことでミスをしたり場合によっては大きなケガや事故を起こしかねません。今回は上記のような精神的なトラブルへの対処方法と、多くの経営者の方が抱えている様々なストレスに対して、ストレスマネジメントの体験実習を通して「うつ病」を予防する方法を臨床心理士の先生と一緒に考えて考える参加型のセミナーです。心と身体が元気になる内容を下記の通り予定しています。臨床心理士の先生から話が聞ける貴重な機会となっておりますのでふるってご参加ください。

📅 日 時:平成29年11月16日(木) 午後1時30分~午後3時まで

📍 場 所:嶋会計センター 1階会議室

📝 申 込:11月13日(月)までにお電話にてお申し込みください(定員30名まで)

💰 費 用:無料

👤 講 師:臨床心理士 はらぐちよしひろ 原口芳博 先生(原口カウンセリングルーム所長)

👤 講師経歴:福岡女学院大学人間関係学部心理学教授および学部長、道ノ尾病院心理療法室長、WHO日本研究センター非常勤研究員などを歴任

はしやすめ

なぜ地名は2文字が多い？ 好字二字令？ 知っていますか？



土地の地名は、さまざまな時代の層ごとに、その地に暮らす人々の生活や文化が凝縮されて「地名は無形文化財だ」と言われています。平成の大合併の折には、歴史的な地名のかわりに多くの創作的な新地名がつけられ、ひらがなやカタカナを使った地名も生まれました。

さて改めて津々浦々の地名を見ると、漢字2文字で書き表されるケースが非常に多く、都道府県を見ても、北海道、神奈川、和歌山、鹿児島以外はすべて漢字2文字です。これは、偶然なのかと思いきやちゃんとその理由がありました。

日本で地名がいつ頃から起こり、命名されたかは謎で、未解明とされています。ところが古代、地名の文字数も、文字使いもバラバラだったのが、8世紀初頭に突然、2文字に揃えられました。平城京に都が遷されて間もない和銅6年(713年)、元明天皇治下、律令制での中央集権化を目指す政府は、各国毎の「風土記」という地史の編纂を行います。その地史には、律令制の規範とした唐にならい、すでにあった国・郡・郷の名に発音はそのままに好字(好ましい漢字2文字)を当てて表記するよう命じました。「諸国の郡名、里名を、好い字の2文字に改めて定着させよ」これが、「好字二字令」と呼ばれるものです。土地台帳や戸籍の作成にも大きく役立ちました。

平安時代中期に作られた辞書『和名類聚抄』という史料(日本最古の百科事典)でも、すべての国名が漢字2文字で揃えられ、国の下に位置する郡についても、例外は薩摩国の鹿児島郡ひとつだけと徹底さが窺えます。

例えば、3文字以上で表記されていた「近淡海国」は「近江国」となり、「吉備道中国」は「備中国」に改められ、逆に、1文字の「粟国」は「阿波国」に、「木国」は「紀伊国」に、「泉国」は「和泉国」となるなど、2文字化が現代に残る難読地名の源泉にもなっていると言われます。

さて10月から11月にかけては移動性高気圧と低気圧とが約一週間の周期で日本付近を交互に通ります。これが繰り返され「一雨一度」というように少しずつ気温が下がり、秋が深まっていきます。秋の夜長、ぐっすり眠りたいものですが、季節の変わり目、体調不良に注意してください。

最低賃金が変わりました



長崎県の最低賃金は時間額715円から22円引き上げられ、平成29年10月6日(金)より時間 **737円** になっています。

ちなみに特定(産業別)最低賃金は以下のとおりです。

- ・はん用機械器具、生産用機械器具製造業 **829円**
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 **765円**
- ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 **832円**

日給や月給の場合の比較方法

- 日給の場合 日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 = 1時間当たりの賃金
- 月給の場合 月給 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間 = 1時間当たりの賃金

※上記の計算には各種手当も含まれますが、以下の手当は含まれません。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外や休日、深夜割増賃金
- ④ 精皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当